

緊急時の防災基準についてお知らせします。

1 「地震防災対策強化地域判定会」招集時の対応

※ 緊急時の混乱をさけるため、県内の学校では、「警戒宣言」発令時から、「地震防災対策強化地域判定会」、招集時に防災対応基準が変わりました。

「地震防災対策強化地域判定会」招集時の対処基準

判定会招集時		帰宅後の対処など
登校前	休校とする。	警戒宣言解除まで家庭で待機する。
登校中	そのまま登校させる。	登校後は、在校中と同じ。
在校中	児童を帰宅させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を帰宅させる場合は、直接保護者に引きわたす。 ・保護者が迎えに来られない児童は、保護者が引き取りに来るまで学校に残る。 ・帰宅後は、警戒宣言が解除されるまで家庭で待機する。
下校中	そのまま帰宅させる。	帰宅後、家庭で待機する。

《保護者への引き渡し方法》

	小学校	留守家庭・交通機関利用者
通常 の 天 候	<p>◎ 児童については、学校において直接保護者に引きわたす。</p> <p>※ 引き渡し、下校に際しては、「名簿」「引き渡しカード(防災カード)」等を活用し、児童の動きを把握する。</p>	<p>◎ 留守家庭や交通機関利用者など学校に残留する児童については、学校で直接保護者に引き渡す。</p> <p>※ 残留児童名簿を作成し、その後の引き渡しを確実に行う。</p>
悪 天 候	<p>○ 雨天等で屋外での避難待機が困難な場合は、情報を把握の上、安全を十分に確認し、適切に対処する。</p> <p>○ 残留・保護する児童については、倒壊の危険のある1階を避け、2階の教室で待機させる。</p>	